

組合員 → 所属所 → 給与支給機関 → 共済

## 産前産後休業に係る標準報酬随時改定保険者算定申出書（本人記入欄）

所属名	〇〇		職員番号	99999999
(フリガナ) 申出者氏名	キョウサイ ハナコ 共済 花子		申出者 生年月日	令和△年△月△日
産前産後休暇 承認期間	産前産後休暇開始日		産前産後休暇終了（予定）日	
	令和△年5月2日		令和△年8月7日	
産前産後休暇 に係る子	(フリガナ)	キョウサイ タロウ		
	氏名	共済 太郎		
	生年月日	令和△年6月12日		
<p>4月から6月までの間において、地方公務員等共済組合法第43条第14項に規定する産前産後休業を取得することから、地方公務員等共済組合法第43条第10項及び厚生年金保険法第23条第1項の規定による随時改定の算定方法によると、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額（以下「年平均額」という。）により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上下回るため、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年平均額を報酬月額として、標準報酬を決定することの希望を申し出ます。</p> <p>横浜市職員共済組合 理事長 様</p> <p>令和××年××月××日</p> <p style="text-align: right;">申出者 氏名 共済 花子</p>				

### 【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、随時改定にあたり、算定基礎月に受けた報酬の月平均が産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬月額平均を2等級以上下回る場合に届け出ることができます。
- 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12か月に満たない場合は対象となりません。
- 雇用保険法の適用対象となる組合員については、同法に規定する育児休業給付金が支給されるため、保険者算定の対象となりません。
- 産前産後休業又は育児休業等期間中は掛金が申し出より免除されますが、当該期間終了後、産前産後休業終了時改定等が行われるまでの間は、本保険者算定による標準報酬に基づき計算された掛金が徴収されることに留意してください。

標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る報酬の比較 (所属所記入欄)  
(産前産後休業の保険者算定用)

所属名	〇〇	職員番号	99999999	産前産後休業承認期間	産前産後休業開始日 令和△年5月2日	産前産後休業終了(予定)日 令和△年8月7日
-----	----	------	----------	------------	-----------------------	---------------------------

	標準報酬月額 (短期給付)	
令和△年6月	300 千円	※12月に満たない場合は対象となりません。
令和△年7月	320 千円	
令和△年8月	320 千円	
令和△年9月	320 千円	
令和△年10月	320 千円	
令和△年11月	320 千円	
令和△年12月	320 千円	
令和△年1月	320 千円	
令和△年2月	320 千円	
令和△年3月	320 千円	
令和△年4月	320 千円	
令和△年5月	320 千円	

【5月～7月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	固定的給与	非固定的給与	合計
令和△年5月 23日	288,000 円	0 円	288,000 円
令和△年6月 22日	288,000 円	0 円	288,000 円
令和△年7月 21日	288,000 円	0 円	288,000 円

【標準報酬の月額比較欄】

産前産後休業以前の直近12月の標準報酬月額の合計額	産前産後休業以前の直近12月の標準報酬月額の平均額
3,820,000 円	318,333 円

短期給付 標準報酬(A)		厚生年金 標準報酬		退職等年金 標準報酬	
等級	月額	等級	月額	等級	月額
23	320 千円	20	320 千円	20	320 千円

本年5月～7月の報酬等合計額(※)	本年5月～7月の報酬等平均額(※)
864,000 円	288,000 円

短期給付 標準報酬(B)		厚生年金 標準報酬		退職等年金 標準報酬	
等級	月額	等級	月額	等級	月額
21	280 千円	18	280 千円	18	280 千円

(A)と(B)の差が  
2等級以上  
(○又は×)  
○

【記載に当たっての注意事項】

この用紙は、標準報酬随時改定基礎届を届け出るにあたって、4月から6月までの間において産前産後休業を取得し、年間の標準報酬月額の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。

【標準報酬の月額(標準報酬月額)の比較欄】(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

育児短時間勤務により一月当たりの勤務を要する日数が17日未満(週3勤務等)の場合、支払基礎日数が17日未満である月(勤務日数が要勤務日数に4分の3を乗じて得た数に相当する日数以上となる月に限る。)を17日以上である月とみなして標準月額を算定する。

【所属長(区局長)の証明欄】

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。	
令和××年××月××日	職名 〇〇
	所属機関の長 (区局長)氏名 〇〇 〇〇

【備考欄】